



山口労安発1030第4号
令和2年10月30日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局職業安定部長



令和2年度「外国人労働者問題啓発月間」について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年は11月を政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、別添のポスター、パンフレット等ご活用いただき、貴団体から傘下団体・会員企業に対し、本月間を機に、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルール等につきまして周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます

担当：山口労働局職業安定部

職業対策課 河原

電話：083-995-0383